

【受注者（元請）が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結することを禁止することについて】

従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保や法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築するため、大分県公共工事請負契約約款第7条の2の規定に定める社会保険等未加入建設業者を一次下請負人にすることができないこととします。

（1）社会保険未加入建設業者とは、

建設業許可を有する建設業者のうち、事業所として社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入義務があるにもかかわらず、加入していない建設業者をいいます。

よって、社会保険等の加入義務がない者及び許可を受けないで建設業を営むことができる者については、対象となりません。

※社会保険等加入義務については、こちら[社会保険加入義務について](#)

（2）例外措置

社会保険等未加入建設業者であっても、工事の施工が困難となる場合等の特別の事情を有すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に社会保険等を加入することを条件に下請契約の相手方とすることができます。なお、特別の事情に該当するか否かについては、受注者から提出された理由書やヒアリング等を踏まえ、個別に判断します。

（3）違反した場合の措置

指名停止や工事成績評定点の減点となることがあります。